

## 第10回 甲賀市市民参画、協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日時】平成31年 3月 5日（土）14：00～

【場所】甲賀市役所 3階 会議室301A

### ○出席者

委員 出席委員15人、欠席委員2人（西村、波多野）  
事務局 柚口次長、北田参事、福澤係長

### ○会議内容議題

- 1 あいさつ
- 2 第9回会議録の確認について
- 3 委員会からの指摘事項とその後の対応状況について
- 4 指定管理の可能性の意見交換について
- 5 平成29・30年度検討状況のまとめ(案)について
- 6 その他

## 開会

### ○事務局

ただいまから第10回甲賀市市民参画協働推進委員会開催させていただきます。

## 市民憲章唱和

### 1 あいさつ

#### ○中川委員長

みなさんこんにちは。少し近況報告をしたいと思います。私、講演をいただいたときに、全国1,700くらいの自治体の約2割5分が住民自治協議会を全市、全町的に結成されているという話をいたしましたら、その後に小規模多機能自治ネットワーク会議を主催している友達から、今は3割になっているとの話がありました。そのあと、最近の総務省のデータではネットワーク会議の加盟に関係なく36%が全市的に実行していると、すごい勢いです。おまけに実施していない残り約65%の自治体のうち、80%が導入するつもりだと総務省に回答しています。なので、御当地の取り組みが乗り遅れているわけではなく、むしろ平均的な進み方だと思いますけど、うかうかすると他市町に追い越されてしまうぞという気もしてきました。

何回か議論をしていただきましたが、そろそろ皆様方で着地させる時がきたかなということで、よろしくご協力をお願いいたします。

#### ○柚口次長

平素より市行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。また、年度末大変お忙しい中を、また平日にもかかわらずご出席いただきありがとうございます。

只今、3月定例議会が真最中で、本日は一般質問が行われています。

間もなくすると平成31年度がスタートし、地域コミュニティ推進課の体制も若干

変わる予定をしています。また、新年度予算については432億円で、合併以降一般会計予算としては最高規模の予算ですが、決して財源が増えたわけではありません。基金の取り崩しや合併特例債等を使いながら、どうしても必要な施設等を先行して有利に建て直していくための予算です。

先ほど中川委員長がおっしゃったように、小規模多機能自治は行政だけが進めるのではなくて、市民と一緒にになって地域のまちづくり、行政に関わる部分においても、助け合っていくという時代が来ていると感じています。

本日は、10回目ということで29年度、30年度の一定のまとめという考え方に付きましてもご検討をいただき、忌憚のないご意見をいただければありがたいと思います。どうかよろしく申し上げます。本日はありがとうございます。

## 2 第9回会議録の確認

### ○事務局

第9回 甲賀市市民参画、協働推進委検討員会 会議録（概要案）の説明

### ○中川委員長

会議録については、ご確認いただき修正があれば3月15日までに出してください、ということをご了解いただけますか。

—全員了解—

## 3 委員会からの私的事項とその後の対応状況について

### 4 指定管理の可能性の意見交換について

#### ○中川委員長

それでは「委員会からの指摘事項とその対応の状況(H30.12.14以降)」に入ります。事務局さん説明を願います。

#### ○事務局

資料1 「委員会からの指摘事項とその対応の状況（H30.12.14以降）」の説明

資料2 「指定管理の可能性の意見交換リスト」の説明

資料3 「県内他市の学区毎のコミュニティセンター等の状況」

#### ○中川委員長

議題としましては、次第の3番目と次の4番目にも入っております。ここから先はもう一括して議論していきたいと思います。

#### ○薮下委員

指定管理の話ですが施設そのものの指定管理と、事業内容によつての指定管理があり、施設そのものの指定管理は自治振興会が管理すべきと考えるが、事業の指定管理は内容によつて行政とまちづくり協議会が協働でやっていくという場合もあると思う。完全にまちづくり協議会に委託して主体がそっち行ってしまうと、ひょっとした

ら、うまくいかない場合もある。対等な形でコラボできるような仕組みの中でやるというのがあるのではないかと。内容によっては、むしろ行政とまちづくり協議会が協働しながらでやっていくというものもあると思う。

だから、完璧に○か×（まるかばつ）で仕分けするのは危険というかリスクが高いのではないかな。それは自治振興会側が内容に配慮すべきかもしれませんが、協働でやるというのも大事だと思います。

○中川委員長

今のやりとりの趣旨はわかりますか。単純な施設の貸し業務、施設管理だけでとどまる業務と、その中で主体的に事業を展開して企画しないといけない業務、どちらも指定管理という言葉を使っていますが、後者については、自治振興会に任せられるようなレベルかと。むしろ行政がやらなければならないものもあるのではないかと。その辺のところのグループ分け、仕分けができてないのではないかって。あえてしていませんよね。

○事務局

できていません。

○中川委員長

どちらかと言えば、市民センター的なものの方が、各振興会の指定管理を受ける場合、イメージしやすいと思います。あんまり事業を伴はない業務で、ということ一つ明らかにいたしました。

○青木委員

大津市の市民センターの問題で、甲賀市もどうなるのかと心配して聞いていましたが、こういう視点かと改めて感じているしだいです。

○中川委員長

センターのことは後で聞いてまいります。

○安達委員

他市と比べて青木さんがおっしゃられたように、甲賀市もこういう形で進んでいかれるということなのですね。

○事務局

儲ける仕組みではないですが、そういうことも含め、基本は来ていただいた方がより使いやすい施設になるという方向性は全国的共通です。全部でするのではなく、整ったところからという形になると思います。

○安達委員

指定管理される先は自治振興会だけではなくて、地域の市民団体とか、地元の団体さんとかもありました。そういうところにも指定管理を、それも双方の話し合いがあると思いますが、そういうところに委託、指定管理をしていくのもあるのですか。

#### ○中川委員長

ちょっと整理しましょう。なぜこの資料を出してもらったかという、振興会ごとにコミュニティビジネスをしていく必要があるではないか、総じて自前で、自分たちで稼いで、それぞれコミュニティビジネスとして指定管理にお渡しできる可能性がある施設を洗い出してほしい、というのがこの資料2です。ですから嫌やというところに押し付けるような話ではありません。

勘違いしてはいけないのは、行政が新自由主義的な小さな政府主義で、何でも役所で持つのが嫌だから民間で持ってほしい、という意味でやろうとしていることではありません。そこを誤解しないでいただきたい。むしろ地域側が自分でできるだけ力を持っているから指定管理をさせてくれと言って渡せる候補はどれだけあるのかというものですから、一律にヨーイドン、全部だっていう話ではありません。そういう意味では東近江や草津みたいに全市一斉に持っていますという話ではありません。よろしいですか。

#### ○池田委員

「水口岡山城の会」という会で、水口東部コミュニティセンターを指定管理させていただいており、もう3年ぐらいになります。今の話の趣旨とは直接関係ないのですが、指定管理をさせていただいている中で、住民の皆さんが「たらいま回し」にしているところを我々が引き受けたというのが現状です。大変やから、皆が嫌や嫌やと言う雰囲気がある中で、まちづくりにつながるということで、我々が手を挙げてさせていただいたということでございます。論点からずれましたが、そういう経験がありますという話をさせていただきます。

#### ○澤委員

我々長野では、今年テレビの朝ドラの収録があるということで、信楽を中心に組織もできまして、それで今、市役所も含めて協議会をやっていただいています。そういう意味では信楽を焼き物の街として観光的にやっているところに、テレビで取り上げられるドラマができ、私ども、逆に言うたら、色んなチャンスが巡ってきたかなと考えております。

先生がおっしゃられるように、振興会でも何かビジネス的なこと、例えば今まで以上に観光客が増えますから振興会でこういうものを販売していくとか、ある意味、振興会でできることの幅広くなったと考えております。

それを事業化に持って行くにはかなりの課題もあると思いますが、時間をかけていたらそういう機会が去っていきますので、一度、東近江市のまちづくり協議会の一般社団法人の規約などを勉強したいと思っております。

○中島委員

甲賀町の大原です。甲賀町には3つの学区があるのですが公民館が学区単位にはなかったものですから、大規模な、最後のページの鹿深夢の森の甲賀公民館、一般的には生涯学習館と言っていますが、これの指定管理を将来は振興会でやっていけたらいいなという思いを役員の中でしています。ただし大原だけではなく、甲賀町3つの振興会が1つになってやるということになるのではないかと、という思いです。まあ、早くて3年くらい。今は3つに分かれていて、一部一緒に事業をやっていますが、そういう方向に向かっていきたいなと思っています。

○本馬委員

委員会からの指摘事項とその対応の状況の1番と3番で、先ほど藪下さんがおっしゃってくださった施設管理の部分だけではなく、事業の中身的なものがもう少し具体的に示されてくるとイメージがすごくしやすいと思います。施設管理だけが指定管理ではなく、どちらかという事業のほうに魅力があるのかなと思っています。その辺をもう少し掘り下げたメニューリストの作成というのをお考えいただきたいと思っているのと、4番目に民生委員さんの孤立を避けるために自治振興会単位で民生委員ネットワークの形成をしていくべき、との指摘事項に対して、自治振興会との連携を図ってもらうよう情報提供するとありますが、これは具体的にどんなイメージになるのでしょうか。社協も民生委員の事務局をお預かりしている部署ですので、民生委員さんが孤立しないというところで自治振興会とのつながりみたいなものもご指摘いただいているのですが、そのこのところ、どういう感じなのかなと。

○事務局

まだイメージですが、その地域にもよると思います。民生委員さんが一地域にお一人のところは良いと思いますが、例えば地域をまたがって担当されている方とか、とても人口が多い地域を担当されている方は、そういう状況が自治振興会や、安全安心な部分とリンクし、そこでの課題を共有されて、わが事丸ごとにもつながっていくと思いますので、情報を共有していくような形ができましたらと考えています。まだ漠然としています。

○本馬委員

民生委員さんと自治振興会の役員さんというか関係者の方とのネットワークが情報を共有する場、みたいな感じでいくということですか。

○事務局

まずはできるところからになると思いますが、このあいだ会議の中でも自治振興会の中に民生委員さんが入っておられて、事業も含めてしっかりとされているところは心配いらないと思いますが、そうではなく分かれてしまっている自治振興会に働きかける必要があるのではないかと、ということでした。具体的なことはできていません。

○本馬委員

その辺は行政も関与しながらですか。

○事務局

はい。そうです。

○水上委員

指定管理について、公民館、地域市民センター、自治振興会とのあり方ということで、コミュニティビジネスにつながる観点からという考え方ですが、現在私どもの地域としては、そういった部分で、地域力というか、人材不足というか、常日頃の事業そのものがもうやりきれてないというのか、そういった人の動員なりをかけていくのに、人材不足がついてまわっています。

私も4年間、自治振興会に携わってきましたが、その盛り上がりというのが、地域力が乏しいということで、自治振興会が指定管理の方向に向けて動くということが今現在はちょっと無理があるのかなと思っています。

それと併せて公民館です。私どもの市民センターだけを取りあげますと、現在の公民館が老朽化しておりまして、閉園中の旧保育園に移行するような話が出ています。この機会に複合施設にしてもらおうと、市の方へ予算化していただきたいと活用委員会を設けまして、今お願いしているところでございます。しっかりした建物ができ上がれば、そういった部分から自治振興会の力もついて、指定管理の話や観点に移っていくのではないかと思います。今はそれを進めるには無理があるのかなと思っています。

○中川委員長

センターの方からもおっしゃってください。

○薄井委員

指定管理に関しては、自治振興会がまちづくりをしていく体力をつけるために必要だと考えています。この資料ですが、非常に申し訳ありませんが、どちらかという小さな公民館をもらったとしても、額面的に多分1人を雇うぐらいしか入ってこない、それ以外何もできなくなるので、どちらかといえば大きい施設の方が、地域としてメリットとか魅力があるかと感じています。

能登川に何年か前に研修に行かせてもらいましたが、旧の能登川町全域で一つのまちづくり協議会を組織して、大きい施設、それこそ旧の役場とか体育館とか、いろいろ付随する大きい施設に地元で10人ぐらいの人も雇いながら指定管理とまちづくりを併せてやっておられます。新たな事業も展開され、「指定管理はいいよっ。」という話をされていました。

例えば私のとろの貴生川で、貴生川公民館だけを指定管理にもらってもおそらく何百万円では全く何もできない、窓口はするけども払えない(出納事務ができない)、なんかそういう中途半端になるような気がするので、その辺は最終的に地元で地域のま

ちづくりができる体力をつけられるような指定管理の方向がいいかと思えます。

#### ○中島初委員

指定管理ですけれども、地域の中に指定管理する施設がありません。私のところは小学校と、社協が管理する佐山荘と市民センターしかないんです。先ほど中島さんが言われたように、大きな施設を指定管理していくという方向が非常に有効かと思えますし、先ほどの話の中の、甲賀町全域を一つの自治振興会にしていくという方向性も有りなのかなって思えます。そこら辺の方向性はまだ何も市の方で示していない状況ですが、自治振興会自体の今の状態ですと、いろんな方向をもうそれぞれに向いているので、もし一つにするならば早いことその方向性を見出していけるような、機会があってもいいのではないかという気がします。

#### ○秀熊委員

指定管理の内容をこの資料で確認させていただいている状況です。今、それぞれの振興会では次年度計画をちょうど作成しているような段階にきていますが、甲南の方ではまだちょっと指定管理は視野に入っていないような状況です。ここでいただいているリストの施設を将来的には指定管理に持っていけるように、振興会の方に体力をつけていただきたいなというふうに考えております。

#### ○中川委員長

今ひととおり皆さんにご発言いただきました。追加で何か発言をしたいことはございませんか。

では整理をします。議題の3番、4番を今同時に議論していますが、要するに委員会から指摘事項に関してはこういうふうにして、考えております、対応しておりますという資料1、これでご承諾いただけますか。

#### —全員承諾—

これはどちらかというとい検証の報告ですね。その中でも2番の指定管理できる施設を今回整理したということです。

それからご発言にもありましたように、指定管理といいましてもピンからキリまであります。巨大施設から小さな施設まで。今センター長の方からご指摘あったように、小さなセンターだと100万円とか200万円程度の指定管理料しか出ないだろうと、その程度なら1名配置につけるだけで限界になってしまう可能性もある、というお話です。そういう意味で、指定管理をするしかないという以前に、県下でも（公共）施設が多くなり過ぎている甲賀市としては、今後、散在する施設をどういうふうに整理していくのかという基本方針を出していかなければならないのではと、危惧されておられるのではないのでしょうか。確かにその通りですが、この議論がないままいきなり出てくると、皆さんがちょっと戸惑うのもしかたがないと思えます。

とは言え住民側は、これはうちで指定管理に取れるとか、無理だという意見はある程度言えますよね。取りたいとか取れるわ、いうところは残したらいいと私は思いますが、だれも手を上げないころは基本的に統廃合していかないとしかたがないと思

ます。住民自治の力がそれを拠点として要求するとなれば残るだろうし、だれも意見を言わなければ、それはさほど使われないってことになりかねない、それは住民の側にも責任が多くあると思います。それを踏まえた上で、公共施設の総合管理計画を作る必要があると思います。

#### ○事務局

はい、今少し進んでいます。施設面積を3分の2くらいにとするという目標で計画をつくっていきます

#### ○藪下

どう考えても地域によってかなりのばらつきがあると思います。ですから手を挙げるところはどんどん手を上げてもらって、計画を出してもらって、やれるところはやっていただく。例えば今年度の大きな事業のひとつ、地域カルテで地域の違いをオープンにして、目に見えるようにしていただくと議論が進むのではないかと思います。

例えば4番の民生委員の孤立を避けるためだって、これ全部が全部ではありません。綾野では私が区長のときに区長会の総会やその後の懇親会も含めて顔の見える関係になるようにしました。民生委員さんも先ほども言われたように1地区1人じゃなく、3区をまたぐところもありますので円卓形式にしておいて懇親する。その時はまだ区長会だけでしたが、次に自治振興会ができたので、自治振興会でもしています。綾野は区長会との関係も密なので、今晚も区長会に事務局長も会長も出て意見交換をしてきます。そういう流れの中で総会のところでは区長会、自治振興会、民生委員がいるわけです。

先ほども言ったように部会の中でも民生委員が主体的に活動されています。そういう風の実態がどうなっているのかをもう少し地域の皆さんに見える関係にしてもらおうと手の打ちどころ分かるのではないかと思います。そこの自治振興会の主体性に任すしか仕方がありませんが、「よそはこうやっているのか。」ということを目に見える形にした方が噛み合うというところもあると思います、そんな感じがします。

#### ○中川委員長

これは一番最初に委員会を始めた時の構造にまたぶつかっていますね。いくつもの町が合併した。それぞれの町は結構個性的でその中のルールがお互い違っている。だけどそこを乗り越えて小委員会やってもらって、最低限全市共通の基礎的なルールをつくらうよと。そこから各地区の個別の個性的な、ローカルルール的なやり方をするこの可能性を探らうよという二段構えだったんですよ。その第一段階の全市共通のルールを作らうというのがこの資料5にまとまっていくと僕は理解しています。

最初、地域交付金の話でも信楽と水口では全然違っていたじゃないですか。それがようやく交通整理ができて、ここにきているわけですから、それをまとめましょう。

それと今おっしゃった地区ごとに違うというお話、これは皆が結構そう意識しているわけです。指定管理にできる施設がどれだけあるのかを出しただけでも各地区これだけ違うわけです。地区ごとに違う施設を、今後どのように指定管理として受けても



らう共通のルールにするかということ、物差しづくりはいきなり皆の前に出してもできない。そのかわりに公共施設総合管理計画を出さないといけないでしょ。この管理計画をつくるにあたって行政側でどのように議論、検討するかを公開しなければならない。例えば小さく使われない施設を統廃合するとか、1つのセンターを3つの振興会で使ってもらうのはどうかとか、いい案がでてくるかもしれない。そのような議論のうえにコミュニティビジネスとして指定管理を受任できるという話も出てくるだろうし、そういうことを見込みながらルール化していかなければしかたがないのではないか。

今説明があった単純に施設として受任できる施設はAのグループ、1ページ目。2ページ目から、3ページは企画行事も一緒にやってもらう、そういうグループになってきますがそっちの方は今のところあまり考えてないという話でしたね。だから一足飛びにこれから各地区一斉に振興会で受けてくださいという話ではないということを理解してください。それを受けるにあたってはどれだけの条件整備があるか、あるいはどれだけの労力があるかということも並行してこれから議論していかなければならないと思います。

それよりも大事なことは、さっきから何度も言っている全市共通に「ここは一致するよねっ」、ってことを小委員会でやったわけですから、それを確認してそれに応じて行政側が体制整備してもらうことではないでしょうか。そのことがまず先だと思います。

それから民生委員の話がでていましたが、これも地区ごとにばらつきが激しいようです。一般論的に民生委員さんは災害時の要援護者リストを持つことになっていますが、能動的に考えるならば当然自治振興会組織と連動しなければどうにも、何もできないということです。民生委員が持っている名簿を民生委員の指示のもとに動いてくれる人がいなければ話になりません。振興会を使うしかしないですよ。という意味だと私は思っています。

ですから、民生委員は民生委員、振興会は振興会です、というやり方はこれからできないということです。

それからもっと大きな話としては地域包括支援センターとも密接に関わっていかなければだめだろうと思いますし、地域防災会や地域の防犯組織そのものになっていくだろう、そういう意味でバラバラになっているのはもうおかしい、一つにしていきたいと思いますという話ではないでしょうか。

どなたかの委員がおっしゃった複数の自治振興会でひとつの施設を共同管理する動きもあると思います。受任することもね。もとの学区でかたまっただけで指定管理の受任団体つくろうか、というのも僕は有りだと思いますよ。それでまた実際に収入が入ってきたらどのように按排しようかというのは中で考えた方がいい話です。広域的に連携して共同事業することは、大いに結構かと私は思います。指定管理についてはまだまだ可能性があるということです。

## 5 平成29・30年度検討状況のまとめ（案）について

○事務局

資料4「平成29・30年度 検討状況のまとめ(案)」の説明

資料5「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会における市への提言要旨(素案)」の説明

○中川委員長。

ありがとうございます。資料5については、今まで数年(2年)にわたる委員会での議論を一定程度まとめていただきました。ここからあとは行政側の方で受けとめていただいて、それなりの政策的な体系整備、必要な施策の提案、そういったキャッチボールとして行政側にお投げしましょうとこういうことになるかと思えます。そういう性格の提言ですので、これで十分かとは思いますが、みなさんの方でお気づきの点がありましたらご意見を賜りたいと思えます。

○安達委員

今までのまとめをしていただいて、ありがとうございます。

○池田委員

ちょっとこれでは、っていうところがあります。あれだけ議論をしたのに1ページ目の3番ですね、いわゆる逃げ腰が私には見えます。「区、自治会は限定された地域の活動を担う」、この時点で、区、自治会と自治振興会の違いがそういうことかと。資料5の3番の一行目です。

ここが肝だと思し、これがちゃんとできなければ他のこと全部、何でそんなに自治振興会が幅をきかすのか、と言われたらおしまという話です。ここを根本、何とかしなければならぬと私は思っています。そういう意味で3のこの部分は、はぐらかしているように私は感じています。

○中川委員長

どう書いたらいいですか。提案していただいたら書き換えてもらいますが。

○池田委員

要は法に則った提言なので、自治振興会は法のもとにどうのこうのと、しっかり書いていただきたい。この委員会からとしてはそういうことを何度も話してきているので、書かないといけないと思えます。

○澤委員

提案は概ね議論してきたことだと思うのですが、6番目の地域マネージャーが私にとってはあまりにきれい過ぎた言葉だと思います。実際に地域マネージャーの活動がそこまでやられているか、各地域によって内容が違ふと思えます。これについて、「このもんかな、いや、ちょっと違うんじゃないか、」というような気がしています。

もう1つ、個人的な能力で変わってくると思えますので、一概に言えませんが、ここに書いていただいているようなことが振興会にとっては理想的かな、というふうに

思っています。

○中島委員

同じく6番目で、真ん中から、「現状としては、…」、地域によっては支障ない範囲で行っている分もあると思いますが、甲賀におきましては、全然別のところでこういうことをやっていて、結果的にはほぼ振興会の仕事をしてもらっていません。一定、指導で地域カルテとか作っていただきましたが、単独で作られました。あんまり一緒に共有して何かをやっていくということにはなっていない。きつい言い方をしたらなんの意味もない、という状況がありますので、窓口業務をどの程度まですればよいのか、私にはわかりません。

私の解釈では、全面的に振興会の仕事していただきたいと、100%。この辺に地域性があるので、私ども下手したらまた元に戻って何もしていただけないということになるという危惧があります。

○中川委員長

今おっしゃったのは団体自治の現場派遣、団体自治つまり役所の現場派遣の業務で足元をとられていて、住民自治の活性化のための支援に手が及んでいないということですね。

○事務局

場所によってはそういうところがありますね。それは何とかしないといけないと思っ

○中川委員長

それがセンターごとに結構ばらつきが激しくて、今おっしゃった趣旨からしたら、住民自治の拠点としての活動支援に重きを置いてないところも見受けられる。自己批判する意味で受け止めてはどうか。そういうことでしょ。

○中島委員

早い話、国のお金で市の事業をやっているということでしょう。何で振興会にはやってくれないのかということ、そのために国の制度を利用しているのではないのか、ということですね。

○中川委員長

地域マネージャーという同じ名前であっても、市の仕事ばかりして振興会の仕事を助けてくれない、そういう事態も見受けられるという批判がある。もう少し、自治振興課に軸足を置いた支援に切り替えるべきだということですね。

○本馬委員

私も同じ、この6番の地域マネージャーによる支援について、もう少し限られたところでお伝えしてほしいと思います。

地域マネージャーの目指すべき役割みたいなお話をしていたときに、地域カルテの作成とか更新とか、地域の実情とか社会資源とか強みとか弱みとか、そういった地域の課題や特性を把握して自治振興会や自治会と共有し、地域課題を見つけるというか、そういうふうな大きな目標があったかと思います。もちろん出来ている地域もあるのかもしれませんが自分がかかわっている地域でのマネージャーさんの動きが十分見えません。まさに地域の中で活動していくうえで、地域マネージャーさんの動きというのは大きな一つのポイントではないかと感じていますので、ここら辺の動きが地域や自治振興会ともっと強まるようなことを、“こちらがすごく求めているんです”的なアプローチの方向を書いていたと思います。

#### ○水上委員

私も中島委員さんや本間委員さんと同じで、マネージャーについて同感しており、そういったことで、地域マネージャーさんの行政と地域の橋渡しをするという役割が非常に重要なポイントになってくると思っています。一点だけちょっと心配なのは、地域マネージャーさんが1年の任期ということです。今年4月に一応任期切れになると、それでまた市が選任するというような形をとられますが、市が雇われる人ですので、私どもどうのこうのと言うことはできません。

今おられる人がどういう仕事をしておられるかというのも、もうひとつはっきりしないのですが、年数は4年も5年もおられるので、だいぶ慣れてこられた人です。その人もやる気を持っておられるので、その人にまた同じ地域振興会を担っていただけたらいいかなと。新しい人になればまた一からそういった部分もまた経験してもらわなければならないので少し不安に思っています。地域マネージャーというのは、私どもの地域にとっては非常に重要な役割を担っていただける人かなと期待しております。

#### ○吉田委員

1番のところ、自治振興交付金の運用に関しましては、基礎交付金と区活動交付金をしっかりと入れていただきたいと思っています。

振興会を縛るためのルールみたいな感じで捉えられがちですが、基礎交付金と区活動交付金に関しては、区・自治会で使っているところが多いので、しっかりと範囲を決めて運用していく必要があると思います。

自治振興交付金の手引きなどに、区・自治会が使っているところを抜かない形でしっかりと記載願います。

範囲につきましては、小学校区単位っていうのは少し違う地域もあります。岩上自治振興課とかは違うので、この辺は「概ね」をつけるのと、範囲はやっぱ地図に落としていただきたいので、こういったところがあるかなと。

3番目の自治振興会と区・自治会との関係につきましては、非自治会員の取り扱いというのが甲賀市はすごく重要かと思っていますし、これは区・自治会、学区区長会、区

長連合会などの適用範囲内にもあがってくるかと思えます。

区長会や区長会連合会は、非自治会員の方は含まない考え方を持っています。そうになると自治振興会が非自治会員を含んだ学区エリアという形での対象を引いているので、このあたりもしっかりと特例を書いたうえで甲賀市の中でまちづくり活動がしっかりと広がるような書き方しておく方がいいのではないかと思います。

自治振興会の市民への周知につきましては、自治振興会自体が区によってつくられたものですので、本来は区のコンセンサスの出方によって周知がされているはずだと思いますが、区が周知の仕方を誤ったせいで、自治振興会の認知度があまりにも低いという状態が起きていますので、これまでの区の位置付け等々も考えた上で、再度、自治振興会の考え直しが必要だと思います。

6番の地域マネージャーにつきまして、うちの地域は比較的頑張っていたと思います。関係性も良好です。他とは違うとよく言われますが、一点、地域マネージャーさんというのがどうも市から出ているようなイメージを感じられる方が多いのです。

市、地域マネージャー、自治振興会、区みたいな位置づけになっていて、地域マネージャーとは言っても、我々がこの人でいいですと承認、ハンコを押すにしても、やっぱり雇われるのは市ですので、市の方の評価として、しっかりと評価軸を見せたいと思います。それによってよくやっておられるかどうかの判断が付きまします。このあたりは我々に監査というか、チェックをする機能は置けませんので、できれば市の方で置いていただきたいと思えます。

そして支援センターの位置付け、7番になります。こちらに関しましては、地域のニーズってかなり多用性があるので、エリアごとに位置付けや考え方が大きく変わると思えます。ですので、例えば自治振興会でやろう、拠点づくりをしていこうという地域もあればそうでない地域もあっていいと思っています。

この辺は地域実情を踏まえて検討していただきたいということで、指定管理できるところはしていけばよいと思えました。

#### ○青木委員

3番目の、「役割の明確化が必要である」というところに重きを置いていただいて、しっかりと役割の明確化をしてほしいと思っています。

#### ○中川委員長

ありがとうございます。センター長の方でご発言ありませんか。

#### ○薄井委員

市役所の職員なので、どちらかといえば受ける側にありますが、マネージャーに関しては、最初から地域の巡回だとか課題の整理、分析をやりましょうということでした。実はうちは名前が変わっただけで人は変わっていません。センター長の僕はそのままで、支援員からマネージャーに変わっただけで、何を変えていこうかなといういろいろ考えてみました。その中で、概ね自治振興会の会議は夜が多いのですが、そこにマネージャーさんと共有しながら出るようにしています。あとは社協のコーディネ

ーターさんが地域のサロンなんかを見にいかれるときに、社協さんと協力しながらマネージャーさんも一緒に地域に入ってもらうような活動を始めているところです。既にあることで、自治振興会と協力をしながらやっているところです。

あとは、市の問題ですが、要支援者の個別調書の作成を今進めています。自治振興会は関わり難いんです。区長か民生委員しか情報を流してはいけないという話があって、うちとしては区長会と民生委員が協力しながら作ってもらおうというのが現状です。区と自治振興会の役割分担の中にはそういうところもあるのかな、というふうには思います。

#### ○中島初委員

行政の側からこういうことを言うのはどうかと思うのですが、やはり自治振興会と区・自治会との関係です。前回も先生がおっしゃっておられたとおり、例えば、区・自治会には連絡がいつてるのに振興会に連絡がいかないと、それは行政が行うその業務の姿勢というものをやっぱり転換しなければならないということを言っておられたように思うんですけども、ここにはなかなか表現できないと思いますが、行政自体がまだ自治振興会と区・自治会との上下関係とか住み分けとかそこら辺を把握・理解して仕事をしているという状況になっていないという部分が、多々見受けられます。そこら辺の行政の覚悟っていうか、今までのやり方を転換していくような、そういう覚悟っていうものが、やっぱり必要なのかなというふうに思います。行政自体の取り組みのあり方というか、そこら辺の転換の部分の少し入れていただけるようなことになれいいと思います。いかがでしょうか。

#### ○中川委員長

はい。これについては行政の方のスタンスが非常に大事だと思いますが、どうなんですかね。

第1回委員会とか第2回委員会でもって議題に出たように僕は記憶していますが、法律的な位置付けからいうと、自治振興課会は条例設置になっているんですね。ですから公共的団体になっているわけですが、自治会とか区とかいうのは準公共団体、地域から言うと、あくまでも任意団体です。これははっきりしています。

ところが明治以来の戸長制、所帯主が代表、その戸長をみんな集めて戸長で一つの小さな区をつくり、そこで選出したのを区長という、それが小区。この小区が集まって大区ができる。そういう人らの集まりが、例えて言うと村役場の交渉役だったんですね。だから非常に政治力を持っていた訳ですが、その名残を先ほどの自治会、町内会、部落会が持っているわけです。その典型的な事例が世帯加入方式です。1人世帯でも一戸、10人世帯でも一戸、明治時代の民法の戸長制をそのまま踏んでいるんです。

自治会・町内会に関する最高裁判決で、加入は強制的ではないとはっきりと判例が出ています。ですから、どっちが大事かと言えば、表向きに言うならば自治会、町内会、区長さんというのは、非常に敬意を払っているし、これまでご苦労いただいたし、引き続き助けてもらいたいけれど、全国の個人主義的民主主義、憲法にはもう馴染まな

くなっています。これ過渡期にいてるわけです。これをどう切り抜けていくかといえ  
ば、住民皆さんと行政とが一緒になって協力し合わなければなりません。そこでけん  
かをしてはいけません。区長連合会の会長と自治振興会の会長のどっちが偉いの  
か、といったことで行政をいじめるようなことばかりしてはいけません。それは  
分かっている話で、まだまだ区長の方が政治的に力を持っているのです。振興会は今  
どきの組織なので何にも力が無いと言われたらそれまでです。ところが振興会に結集  
しいていかなければもう総合性が担保できないところまで来ているではありません  
か。区が何でもかんでもできますか、防災から防犯から福祉から安全に関して、でき  
ないようになってきているからみんな集まってやりましょうよ、という話なんですよ。  
そのことをもっと議論しなければならにと私は思います。それなのに現場ではどっち  
が偉いのかと言われるのであれば、もっと啓発して研修してもらわなければなりませ  
ん。そして本当に本気になってそこまで言われるのであれば、未来永劫、今後 20 年、  
30 年後の後継者をしっかりと見つけてきてくれるのですねと。無理やから、この仕組  
みに変えようと合意したわけでしょ。ところが現場的に言うと自治振興会なんて知ら  
ん、と言われたときにちゃんと説明しないとイケません、それぞれが。「いやいや違  
います。区長はちゃんと自治振興会の心臓部エンジンになっています。」という話をし  
たほうが良いと思います。ただエンジンだけでは車は動かないという話です。なので、  
車のハンドルの役もしてくれよ、と皆が集まっている、このストーリーをちゃんと行  
政も責任をもって説明しないとイケない。どっちが偉いって言われたときにそんな説  
明をしないとイケません、市長に。「いやー、どっちも偉いですわ。」と言ってひど  
い目に会ったのが伊賀市、股裂きになってしまいました。どっちつかずになってしま  
いました。だからそれはやめましょう。その議論があっても覚悟をもって行政はその  
ストーリーを語ってください。

あえて言うなら、区長さんにもものすごく敬意を払うべきだと思いますし、そこを欠  
してはいけません。それまでの努力に対して、これ以上苦勞かけられませんが、これ  
を立ち上げないとあかんと思うから立ち上げたのでしょ、そこを上手に説明しないと  
イケないと思います。どっちも大事ですけど、法律的条令的にみたら自治振興会にし  
てもらった時期にきているんですよ、と言わなければあかんのです。ですから行政も覚  
悟してください。

#### ○吉田委員

甲賀市の場合、我々自治振興会長には、ハンコの権限が全くありません。あそこだ  
けでも少し直せばもう少しうまくいかんじゃないかと。何々するときには区長印を押し  
ていますかと。自治振興会も本来ハンコを持っていますからね。

もう一つが、議会も同じです。議事会議事録とかをとりにいきますと、区長会に確  
認したのか、かみたいな発言をよくされます。自治振興会に確認したかって絶対いわ  
れませんか。議員の皆さんは自治振興会があることすら知らない、こんなことは無いと  
思いますが、位置付けとしては知らないのです。

#### ○中川委員長

それと同じことですが、あと何年か以内に行政から何か伝達させてもらおうといったときは、区長会に流すのは止めるべきだと思います。振興会を通じて区長さんに渡してください、というルールなら私納得できます。もう明石でもそうですし、伊賀市でもそれに切り替わりつつ、名張でもとうの昔にそうです。それをほったらかして区長を通していたら、例によってまた股裂けが起きます。振興会長の知らない情報が一杯出ていること自体がまた言われると思うので、そういう風にクセをつけていかないと。

だったら区長さんはどういう代表ですかと聞かれたら、昔から皆から信望を得ている有望家の方が集まって、地域要望とかをおさえています。しかし世代別はおさえていませんね、女性の代表でもないですね。高齢者の代表でもない、それはまた別にいますね。福祉の代表でもない、防災の代表でもない。自治振興会はそういう代表にも入ってもらいます。課題別代表、性別、世代別代表を入れたうえで地域別代表を区長さんたちは担ってもらい、そういう風に説明すればいいのです。

区長さんに何でもかんでも押し付けてきた反省から、出てきているんですよ。そこを上手に説明しないとどっちも機嫌悪くなりますよ。

#### ○中島委員

6番の最後の、地域支援に必要なスキルアップを図っていただきたい、というのは、地域マネージャーに望まれることです。具体的には初めての方もおられるので研修なんかがありますが、私、去年の反省から思うのに、研修で一斉にこんなんしたらどうですかということで、ひとつは地域カルテですが、実際我々は既に早くから地域カルテをつくって運用しています。

例えば新入社員の本社研修があって、今後、工場とかに配属されて、いわゆる現場のOJTをやっていくわけです。このOJTの部分が振興会のほうにお任せしてね、やはり一度は振興会の方での、いわゆる研修というか打ち合わせというか、そういうものが必要なと思います。ですから一斉に、真面目にやられたけれど、実は僕らは運用までして、せっかく作っていただいたのに悪いですけど意味がない。そんな無駄がないように今後の研修でスキルアップするときにはやっぱり地域の違いがあると思うので、一斉に行く必要はないと思います。基本的なことは学んでも状況見て地域と一緒にやっていくという自治振興会とですね、そういう方向に持っていくべきかと思っています。

#### ○中川委員長

それはさっきの話と一緒に、全市共通で覚えてもらわないといけないマナーというか、スキル、第一次研修で。現地研修、第二次研修は地域の振興会さんに受けてもらってください、というようにすればどうですか。

#### ○澤委員

基本的なことで申し訳ありませんが、振興会の会長さんの話がでていますが、自治振興会の会長選びについて各振興会さんはどうやっていますか。会長さんはどのように選ばれておられますか。



○中島委員

振興会で案を出して、区長さんも含めた役員会に諮って、総会で認められます。

○澤委員

ほかの役員さんは誰が選ぶのですか。

○中島委員

地域推薦。

○澤委員

振興会の会長さんには任期がありますが、再任はできるんですね。それで長期的にやられておられると。

○中川委員長

大きい振興会、地域自治協議会の場合は会長さんが2年単位で代わったとしても、事務局が安定しています。

○澤委員

それで振興会まわりますか。

○中川委員長

まわります。

○中島委員

初期の段階では事務局の力がなかなかないので、会長、副会長がほとんどやっています。そしてだんだん事務局長にシフトしていきます。

○中川委員長

小さいところは副会長が事務局長というところもありますね。

○澤委員

事務局長のお給料というか報酬はそこ(交付金)から支払らわっているんですね。

○吉田委員

事務加算金から支出ます。

○澤委員

すみません。基本的なことを聞きまして。うちと構造が違うもので。

○中島委員

時間ですが、事務局長はフルタイムでやってもらうものと考えております。

○澤委員

うちの振興会は先生おっしゃる悪しき例で、振興会がドンと構えているんですよ。

○中川委員長

それはそれで良いと思いますよ。区が振興会を名乗った方がよいようなこともあります。区をやめていきなり振興会にしてしまった地域が名張にあります。区も自治会も解散していきなり市民自治協議会に変えたということです。

○澤委員

区の解散を考えてはおりますが。

○中川委員長

今日皆さんからいただいたご意見はたくさんありますが、修正して、先ほど池田さんおっしゃった意見やご提案の内容も書き込んで、最終的な正案は事務局と西村先生と、僕にらせていただけますか。

これ提言要旨のままです出すのですか。

○事務局

今日は要旨ですが提言として、はい。

○中川委員長

提言として出すならばもっと文書は変わりますよ。これはあくまで要旨ですね、わかりました。それではもう一遍、正案づくりをお任せいただけますか。

それから、これは僕個人の提案ですが、今日初めて知った、見たわけではありませんが、さっきからずーと頭の中で悩んでいたのは、地域マネージャーに地域課題を整理分析するという役割を与えているけれども、これ地域マネージャーにとってすごく荷が重い。そうじゃなくて、自治体がちゃんと行政の責任で地域カルテを作ってあげるべきだと思います。そのために地域のデータをきちんとおさえられコンサルも入れて、地域振興会ごとにデータブックを差し上げるべきだと思います。名張はそれが15地区でもう完成しました。どういうデータかというと、人口、世帯数、高齢化率、少子化率、火災発生件数、失火火災発生件数、警察関係は一定の範囲ごとにしか出ないけど。それに観光名所とか公共施設、全部地図におとしています。それを皆が共有するところからスタートします。こういうものを持たないと、議論できないですよ。それ無しでやると、結局みんな愚痴になってしまう。夢のある話になりません。そういう意味で可視的なデータが欲しい。いずれそれは夢になると思いますよ。

○事務局

今年、その名張を目指して、第一弾ですけど作っているところです。

○中川委員長

作りつつあるということ、この提言書に入れておけばいい。そのことを我々は知っていますから。それを使って地域マネージャーが課題の整理・分析をしたうえでことを起こす、ということですね。

○中島委員

よく考えれば、地域カルテは大方行政が持っているもので、地域にブレイクダウンしたらすぐに出てくる、そういう体制をつくってください。ただ、プラス、民間の地元民が実際に歩いてとか聞いてとか、他にあるでしょう、という部分も付け足したらもっといいのではないかと今まで提案させてもらってました。

○中川委員長

それは必要ですね。

○吉田委員

あのデータですが、そもそも甲賀市って区・自治会の範囲が定まってないので、地図に落ちません。住所地番号のみなので、字界とか町界などが分かり難く、ないんです。行政区設置規則もエリア指定がないという問題があって、結局地域カルテを見てもエリアが定まってないので基本となる地域が出てこない。あれをもう少しきちんと、ほんとに自分たちの地域は自分たちで見えていくことになれば、そもそも区・自治会のエリアを地図におとすことからはじめて、区域を引かないとまったく無理です。飛び地になっているところも結構ありますし、区・自治会が存在しないエリアっていうのも多くあります。自治振興会は学区単位ですが小学校区すら甲賀市は定まってない。なので、小学校区と小学校区の隙間の方はどっちの小学校か選べるしくみになっているから、うちなんかどんどん小学校区が広がってきています。もう少し腰据えて、地図からまずやらないと駄目な気がします。

○中川委員長

神戸市は自治会加入率が3割8分で4割切れているのですが、どの地域に自治会が組織されて、どの地域が自治会をおさえているか図面におとすことに、今調査をしています。これは2年1回やっています。全体面積でいうと4割8分から5割5分くらいおさえています。ただ加入率は4割切っているのが虫食いだらけになっていますが、この虫食いのところをどうするかっていう議論があるわけです。

神戸は自治会を応援していますが、都市型の自治体は自治会を公共的に支援しません。豊中もそうです。自治会の支援制度はありません。当然、区もありません。しかし、どれだけ自治会が加入率をおさえているかを地図に落とします。今年もまた調査します。それは各自治体がやっています。それを甲賀もやる必要があります。

それとね、自治振興会ごとにエリアの線を引いたらエリアごとに行政の持っている

統計データがブレイクダウンできるようにマッピングしないとイケない。そういうふうにシステムを改定しないと、それが行革です。統計行革、市域全体と合併自治体単位ごとには出します。神戸も158小学校区毎に全部データを分割して出せるように、今大改革をしています。

4千万円の金がかかるようですが、それぐらいのことやらなかったら住民自治活性化しない、と言っていますが、合併自治体はそれが一番遅れています。それで国勢調査の感じで統計をおとせるようになれば、旧町別には出るはずですよ。それをうまく切っていけば、ちゃんと学区が出てくるはずですよ。邪魔くさい作業ですが外注すればすぐにできると思います。

#### ○藪下委員

国調のデータとね、いわゆるまちづくりのデータとはものすごく違う。例えば地域カルテの中で自治振興会の区域は出ています。でもはっきりしていません。重複しているところがあって水口自治振興会にも綾野自治振興会にも入っているところがある。何がちがうんですかね。新たに決めた中邸とか城内とか、それで変わるんですよ。そこをまず統一したものの考え方でうまく分けができるようにしないとイケない。綾野学区のデータを行政が出すと地域住民の人口が変わるは、世帯数が変わります。僕らは発信元が違うからしかたがないと捉えていますけどね。

#### ○中川委員長

ありがとうございます。それでは、いただいたご意見を盛り込んでください。

#### ○池田委員

漠然と3番のところは気になっていましたが、短い言葉の追記でもう1か所、4番の周知の3行目、「様々な媒体を使い」の後にとあります。「振興会の成り立ちや法的な位置付け」という感じで入れていただいたらいいんじゃないかという感じですよ。そんなことですね。

#### ○中川委員長

ありがとうございます。それではいただいたご意見をもとにもう一度原案を作っていただくということで、今日のところは閉めたいと思います。

## 6 その他

#### ○中川委員長

最後にその他のところで事務局から何かありますか。

#### ○事務局

提言のところ、一定認めていただきましたが、今日のいただいたご意見を落とし込ませていただき、もう一度会長、副会長さんに見ていただいて、固めさせていただきます。

2年間、皆さんにお世話になりましたけれども、次年度につきましては、現在新築工事を進めておりますまちづくり活動センター「まる一む」が5月下旬からオープンすることになっておりまして、来年度の委員会においては、次のテーマであります市民まちづくりへの参画推進に関する事項、まちづくりにおける様々な主体間の共同設置に関する事項について、ご検討いただきたいと思いますと考えております。

その他の部分は、以上であります。どうもありがとうございました。